

一八四八年のパリ民衆

——軍事裁判個人文書からみた「ガルニ」の住人——

はじめに

一八四八年革命下のバリにおける民衆像は、これまでの研究によってある程度明らかになっている。⁽¹⁾しかしそれらの研究も、当時の労働者・民衆の生態や彼らがとり結ぶ諸人間関係を街区のレベルにおいて具体的に分析するには至っていない。本稿では、バリ東部の典型的な民衆地区のひとつであるポバンクール街区の家具付下宿、いわゆる「ガルニ garni」の住人を対象として、⁽²⁾彼らの生活実態と、政治変革期におけるその役割とをできる限り詳しく明らかにすることをめざす。当時の「良識ある市民」は、このガルニの住人を、「危険な階級」の主要

な構成要素のひとつとみなしていた。しかし、そうした一般市民の見解と彼らの実像との間には隔たりがある。その区別を明確にするために、彼らが実際にいかなる生活を営み、職場・地域社会における人間関係や出身地方との絆をどのように保ち、またとり結んでいたのかといった問題を検討する。

史料としては主に以下のものを用いる。まず、十九世紀中葉のバリにおけるガルニの分布等を量的に把握するためには、バリ商工会議所の産業調査⁽³⁾（以下『調査』と略）を検討しなければならない。この史料はまた、ガルニについての当時の世論を代表するものであり、そうした点でも分析対象になる。さらに、具体的にガルニやそ

西岡 芳彦

の住人の実態を解明する手がかりとして、当時の土地台帳⁽⁴⁾と、六月蜂起の被疑者の記録である軍事裁判個人文書⁽⁵⁾を使用する。

本稿では、まずガルニ及びその住人に関する『調査』の記載を整理し、次にポバンクール街区の三軒のガルニの物理的側面、すなわち居住条件を検討する。さらにこの三軒の住人に質的分析を加え、彼らがとり結ぶ職業関係、出身地方との絆、近隣関係をそれぞれ考察する。この作業を通じて、東部地区のガルニの住人が、パリという大都会の中でいかなる社会的・経済的役割をになつていたか、地域社会にどの程度統合され、他の一般市民といかなる位置関係に立つ存在であったか、といった点を明らかにしたいと思う。

一 『調査』におけるガルニの分類とガルニ像

『調査』によれば、一八四九年一月には、パリ市内に二二六〇軒のガルニが存在し、その住人の総数は二万七八二九人であった。しかし『調査』は、相当数にのぼるもぐり営業のガルニを勘定に入れていない。従つてこの数値は過小である。当時の人口統計は粗雑であり、確定

的な数値を出すことは難しいが、パリ東部地区では人口の少なくとも五％がガルニに起居していたことは間違いない⁽⁶⁾。

これらのガルニは、その物理的条件も、利用のされ方もきわめて多様である。しかし一応の分類は可能である。商工会議所はガルニをその利用形態によって大きく三つに分けている。すなわち、リムザン地方の石工等同業種の者が集団で居住し、宿の経営者がしばしば同職の労働者出身であるような特殊なガルニ (*garnis speciaux*)、日払いのガルニ (*garnis à la nuit*)、月払いのガルニ (*garnis au mois*) の三種である。

『調査』によれば、はじめにあげた特殊なガルニは少数派に属する。パリ市全体で約五百軒存在し、居住者数は約三千人である。一軒あたりの平均は六人という小さな宿屋であり、軒数では総数の約二〇％、住人数では約一五％を占めるにすぎない。一般に居住条件は良好である。日払いのガルニは、一軒あたりの間借人の数が多く、二〇から八〇人である。一夜限りの宿泊も許すから居住条件は最悪で、最もましなものでさえ何とか使える程度の家具が備え付けられているに過ぎない。それらはしば

しば、淫売宿にすら利用されていた。最高のランクのガルニでさえ、その宿賃の相場は一晚七五サンチームから一フラン五〇サンチームであった。最低の宿になると、一〇から四〇サンチームとなる。最もひどい貧困状態にあるこの型のガルニの住人は、主に職業のあまりはつきりしない細民（屑屋等）であったとされる。⁽²⁾

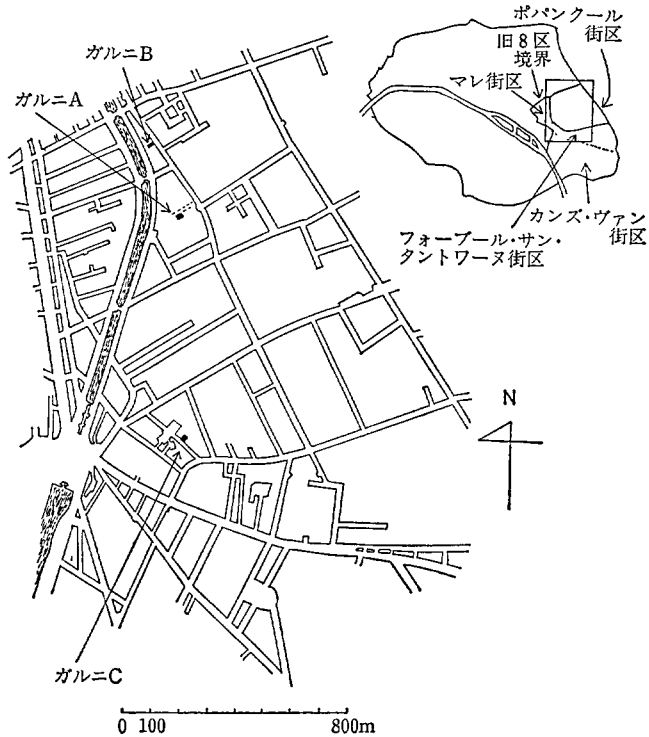
月払いのガルニは、正確な数字は不明だが、最も軒数が多いとされている。最小限に見積もっても全体の四〇％を越える。従って、居住条件や住人はきわめて多様である。二月革命後、家賃の不払い等により被害を受けたのはこのタイプに属する宿の経営者であった。

宿屋の経営者も（宿そのものとは別に）次のように三種に分類されている。すなわち、宿泊人と同職の職人・労働者や請負人である場合、安食堂や居酒屋を兼業する場合、もっぱら宿屋業だけを生業とする場合である。しかしこの分類は形式的なものでしかない。ガイヤールによれば、好景気の時代（たとえば第二帝政期）には宿屋の経営者は急速な社会的上昇を遂げた。一般に十九世紀のバリにおいては、ガルニの収益はそれを経営するために行う投資に十分見合うものであった。というのは、人

口急増の結果家賃も持続的に上昇したからである。⁽³⁾しかし、一八四七―四八年の時点ではむしろ、極端な不景気のため宿屋の経営者は危機に直面していた。要するに、当時宿屋の経営者というのはきわめて流動的な存在であった。転・廃業が激しく、専業・兼業の区別も事実上あいまいである。従って厳密な分類は困難なのである。

分類の困難はガルニそのものについても言える。『調査』にみられる三区分は利用形態を基準としたものであり、ガルニの建物の物理的条件や住人の性格の相違を正確に反映したものではない。とくに住人に関しては、『調査』自身がその多様性を強調している。ガルニの住人は細民ばかりでなく種々雑多な職種の職人・労働者をも含み、さらに駐屯部隊の将校、学生、各地を旅する商人といった人々が、そこに比較的長期にわたり居を定める場合もあった。しかし、そうした人々がそれぞれいかなる種類のガルニに居住していたかという点は、必ずしも明確にされないものである。従って、住人の実態等を知ろうとする場合には、『調査』に拠るだけでは不十分である。とくに問題となるのは、商工会議所の調査が、最も多数を占め内容も多様な「月払いのガルニ」についてきわ

図1 ポバンクール街区の3軒のガルニ



地図は *Plan itinéraire de Paris*
 publié par J. Andrieux, Paris,
 s.d. [1852] による。

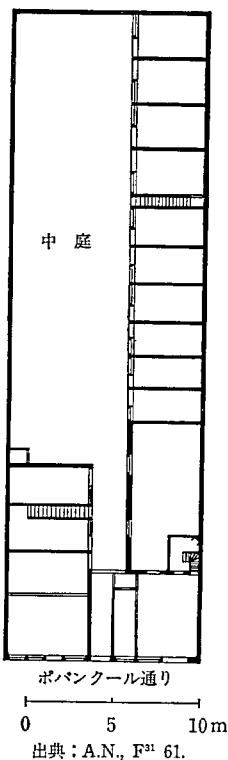
めて手薄であったという点である。ゆえに『調査』の執筆者は、比較的少数であるが社会的に注目を集めることの多かった「日払いのガルニ」の強烈なイメージに引きずられることになる。「ガルニに居住するすべての労働

は、具体的な事例の検討を積み重ねるしかない。ここでは、分析対象を旧八区に属するポバンクール街区の三軒のガルニに限定する(図1参照)。それらは、ポバンクール通り五一番、七三番、及びサント・マリー

者の素行が非難すべきものではないとしても、騒々しく放埒な生活を送る者はすべてガルニに住んでいる」といった表現から明らかのように、当時の「良識ある人々」は、ガルニの住人を最も貧しい階層に属し、最も堕落した存在、すなわち「危険な階級」の主要な構成要素とみなしていたのである。

当時一般に流布していたこのような見方を一歩踏み越えて、民衆地区のガルニとその住人の実像に迫るに

図2 ガルニBの一階平面図



二 居住条件

小路一〇番に位置している(以下それぞれガルニA・ガルニB・ガルニCとする)。

ポバンクール街区は、十九世紀前半の人口増加率においてパリの全街区中第一位を占める東部の民衆地区であり、六月蜂起の被疑者の最大の供給源のひとつであった。四つの街区からなる旧八区においては、二二九軒のガルニのうち八四軒がポバンクール街区にあり、南隣りのフオーブール・サン・タントワヌ街区の六四軒をしのいでいる。従ってポバンクール街区は、ガルニを媒介とした、政治変革期における民衆像の分析のための好材料を提供すると考えられる⁽¹¹⁾。

「カルバン」と地籍図をみることにより、前記三軒のうちガルニB、Cの物理的居住条件をある程度知ることができる(ガルニAの建物に関する史料は散逸)。

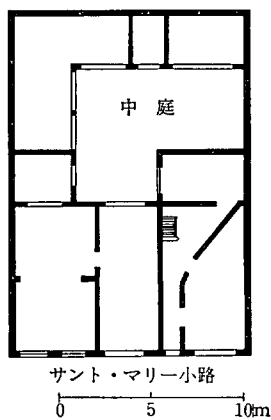
ガルニBのあった建物については、一八四四年十二月十五日付の一階平面図が残っている(図2参照)。これと、一八五二年の「カルバン」の記載を照合すれば、この間増改築がほとんどなされなかったことがわかる。この宿屋は一〇に分けられた小部屋の集合である。通りからは見えない、敷地の右翼後方に位置する木骨漆喰の地下室なし二階建である。五二年の「カルバン」には「非常に粗末な建造物 construction extrêmement légère」と記載されている(敢えてこのように記すことは「カルバン」では稀である)。軍事裁判調書によれば、住人の一人である彫金師のルイエール Rouille

Leleは六月二十六日にタンブル橋方面に大砲音を聞いて、家が倒れるのではないかと不安になり、すぐにアマンディエ市門へ逃亡している⁽¹²⁾。この建物は通りに面する建物と異なり、切石を使用していないのである。五

二年当時の賃貸価値⁽¹³⁾は、一階も二階もそれぞれ十の小室の合計が三〇〇フランである。一小室あたり三〇フランになるのである。当時ポバンクール街区においては、労働者が住む最上階の暖炉なしの小室が五〇フラン以上であったことを考えれば、かなり低い評価であることがわかるであろう。各部屋は中庭に向かって窓が開いているものの、広さは約七〜十平方メートルしかなく、「部屋 *pièce*」ではなしに「小室 *cabine*」と称されていた。もちろん台所はなかった。このような居住条件においては、金属製暖炉を部屋に持ちこんで調理をした労働者夫婦が窒息死したなどというエピソードが残っている⁽¹⁴⁾。

ガルニCのあった建物については、一八三五年七月十日付の一階平面図が残っている(図3参照)。それはシヤロンヌ通りとロケット通りを結ぶ小路の中ほどに位置して、主要道路からは隠れたところにある。この建物も、史料から明らかになる一八六四年までの間に増築はなされていない。建物の一部分を除いて、すべてガルニに使われていた。一八四八年の商工人名録にはキルシュネール Kirchner 経営による「ヨーロッパホテル *Hôtel de l'Europe*」と記されている。小路に面した建

図3 ガルニCの一階平面図



出典：A.N., F³¹ 63.

物は地下室付四階建の切石建築物、左翼後方は地下室なし二階建の木骨でおそらくは漆喰の建築物、中央後方もまた同様の建築物、右翼後方はトタン屋根の一階建差掛け小屋である。後方の三つの建物の一階は、管理人部屋、作業場、小倉庫として使用され、二階は作業場を経営する者の住居になっている。従って、ホテルの主要な部分是小路に面した建物であると考えられる。一階には台所が二カ所あって、玉突き台が置かれていた。一階全体の賃貸価値は五三年の時点で八八〇フランである。二階から四階まで、各階には暖炉付の部屋が五つと一小室がある。賃貸価値は、小室が五〇フラン、小路に面して窓が二つある暖炉付の三部屋はそれぞれ一二〇フラン、中庭に面して窓が一つ開いている部屋が七〇フラン、同方向

に窓二つの部屋が八〇フランである。四階は狭い屋根裏部屋なので、八〇フランが三部屋と六〇フラン、七〇フランが各一になつてゐる。小室は五〇フランで変わらぬ。以上のことから、このガルニが一応宿屋としての態をなしていたことがわかるであろう。少なくとも、さきにみたガルニBよりも数段上である。

ガルニAのあつた建物については具体的な史料はないが、一八四七年と四八年の商工人名録には、ジョルジュ Georget という個人名を冠した「新フランスホテル Hotel de la Nouvelle France」と記されている⁽¹⁶⁾。五一番地は、一建築物の番号であると同時に、当時名称のない小路(その存在はバリ歴史図書館 Bibliothèque Historique de la Ville de Paris 所蔵の当時の地図草稿から確認される)の入口をも指していたから、ホテルはこの小路の奥に位置していた可能性が高い。おそらくはアルール Allouard が所有する、小路七番にあつたものである。というのは、(不動産登記簿によれば)アルール夫人の旧姓がマルシャン Marchand であり、この宿屋の経営者の旧姓もまたマルシャンであるからである。何らかの縁戚関係が存在したと推定できる⁽¹⁷⁾。

このガルニAは別として、他の二軒を比較すると、当時のこの地域のガルニの居住条件がけつして均質なものではなかつたことがわかる。税務当局に認定された、それぞれの部屋やそれぞれのガルニが含まれている建物の賃貸価値に差があることが、そのことを示している。

共通点は、主要道路から奥まったところにあるという立地条件である。これは住人が近隣関係をとりに結ぶときの物理的な規制要因となる。もう一つは台所の不在である。これはガルニの住人ばかりか他の多くの身分の人々にもあてはまる条件である。当時台所付の住宅に住むのは、七月王政下で選挙民たりうるような地租を納める土地家屋所有者や、賃借人とはいへ十分な営業税を支払うことができる作業場主・商人等の富裕な社会層であつた。これに、経営上台所を必要とする居酒屋、パン屋、惣菜屋等の食品産業の店主を付け加えることができる。民衆の住宅には台所は欠落しており、この条件が当時の食の文化を規定していた⁽¹⁸⁾。

以上の三軒のガルニは、商工会議所の分類にしたがえば、月払いのガルニに相当する。それらの居住条件の多様性は、『調査』が記述するところと一致する。住人の

多様性についてはどうであろうか。

三 住人と職業関係

史料の許す範囲で、具体的に個々のガルニの住人を見ていくことにしよう。六月蜂起被疑者リストにはガルニAを含む五一番の居住者四六人、ガルニBの居住者一六人、ガルニCの居住者二三人の氏名が記載されている。それぞれについて個人文書の内容を検討することにより、次のことが判明した。すなわち、ガルニAの住人数は六月蜂起の時点で三七名であり、他の九名は同じ五番であっても小路の中にある別の建物の住人であること。ガルニBの住人数は二三名であり、そのうち四名は騒乱中に死亡、三名が逮捕を免れていること。ガルニCの住人数は四八年四月二十日の時点で二九名、六月蜂起による被疑者数は経営者のキルシュネール夫人を含む二三名であること。残りの六名についてはまったく史料がない。要するに、三軒のガルニの住人総数八九名中七五名が被疑者となっているわけである。住人の八四%が軍事裁判にかけられているのであるから、その文書は住人層をほぼ包含しているといえる。以下の分析対象はこの

七五名である。

職種を分類すると表1のようになる⁽¹⁹⁾。表から浮かびあがる住人像は、日払いのガルニに住む(とされる)屑層等の最下層民(Proletariat)とは明確に相違するものである。七五人中六一人が、相当な熟練を要するまともな職に就いている。ガルニの住人一般にたいする世間の見方とは対照的に、ポバンクル街区の月払いのガルニに起居する者の多くはバリの産業の基幹的な労働力の一部をなす人々であった。

この七五人の職業生活(とくに雇主との関係)をより詳しく調べるためには、雇主が提出した、被疑者の素行等についての証明書と、被疑者の即時釈放を求める陸軍大臣宛の請願書とは格好の史料である⁽²⁰⁾。働く場所あるいは雇主が判明した被疑者は四三名である。そのうち、雇主の署名した証明書ないし請願書が文書中に見当たらない者は一一名にすぎない(うち二名は流刑に処せられている)。残り三二名はすべて、この何れかを、あるいは両者を得ている。証明書の内容は後に例をみるように、被疑者にたいしきわめて好意的であり、本当に親身になつて被疑者を庇っている。

表1 3軒のガルニに居住する被疑者の職種

産業	職種	実数	比率(%)
木材	指物師・家具製造職 木彫師	15 2	17 22.7
金属機械	鑄造職(鑄型製造を含む) 錠前・機械職 ブリキ職	5 8 1	14 18.7
馬車製造	車大工 馬車の塗装職 馬車の指物師	3 3 2	8 10.7
建設	石工 大理石細工職	6 1	7 9.3
織維	仕立職 紡績工 梳毛工	1 2 2	5 6.6
その他	彫金師 銀メッキ職 宝石細工師 ボタン製造職 鍛冶・刃物製造職 染物職	1 1 2 1 3 2	10 13.3
非熟練工 行商人	火夫 使用人 足傭 日傭 車力傭 僧 屋の小 しろめ製器行商人 行商人	1 3 3 3 1 1 1 1 1	14 18.7
計		75	100

出典：S.H.A.T., Série J [本文参照].

このように、被疑者の多くが自己の無実の証明につき雇主の熱心かつ人間的な協力を得ている。こうした事實は、一八四八年の諸変化が階級対立のみによっては十分には説明されないことを示している。以下の事情を考慮すべきであろう。

まず、機械化が進んでいないバリの多くの産業におい

ては、徒弟修業を経た熟練労働力が職場の作業の遂行にとり重要であったという事実を指摘することができる。技術をもった働き手は雇主にとって、余人に替え難い必要不可欠な存在であった。また、当時一般に被雇用者と雇主である企業家との間の社会的距離が依然としてあまり大きなものではなかったという点も重要である。他人

に雇われる熟練作業者が独立して自ら企業家になるという社会的上昇は好況期には十分可能なものであったし、逆に企業家が一介の労働者に転落することも(とくに不況期には)多かった。

雇主と被雇用者との関係(とくに親密度)をより明確にするために、いくつかの職種を選び、個人文書の記載を追ってみよう。まず、バリの伝統的産業と、鉄道等の新産業との中間的位置にあった、馬車・車両塗装業の例をみよう。シエルブルに流刑に処せられた、ガルニアに住むマルヌ県出身の馬車・車両塗装職オーギュスト・ペラーネル A. Perrard は、一八四六年五月以来、シュマン・ヴェール通

り二七番に作業場を構える塗装業者ルクレール Leclair のもとで働いていた。彼は国民軍にも国立作業場にも登録していない。蜂起が始まった六月二十三日金曜日、ベラルールは午後一時までオルレアン鉄道の工場に向向してルクレールのために郵便貨車の塗装作業に従事していた。弾丸が飛び交うなかをかいぐぐって、シユマン・ヴェール通りの作業場にたどり着き、しばらくの間そこに待避してからガルニへ戻る。翌二十四日の午前には叛徒から強制的に銃を手渡されるがそれを使用することはない。二十五日にかけて彼は何度かルクレールの作業場を訪れている。そして、二十六日にはガルニの入口で物見高い見物人となっていた。七月二日未明、彼は他の住人とともに逮捕され、有罪の判決を下されたのである。

雇主ルクレールは彼のために七月二日、七月十三日、及び四九年二月一日付の三通の証明書を提出している。前の二通はベラルールの裁判を有利にするために彼の品行を保証したものであり、「彼は誠実な労働者であり、暴動に参加するなどということは考えられない。」「彼は私の所で四六年五月以来塗装職人として働いている。これまでの彼の品行は申し分のないものでした。」といった

ことが綴字・文法の間違いだらけの文章で記されている。最後の一通は、刑を終えてバリーに戻るようなことがあればいつでも彼を再雇用するという旨のものである。結局ベラルールは四九年七月二十四日に特赦を受ける⁽²¹⁾。

要するにこの例においては、雇主と被雇用者は、かなり融和的な関係にあったと考えられるのである。こうした関係の歴史的背景として、フランス革命以前に存在した同業組合 corporation の伝統、影響力が弱まりつつあったとはいえ職人組合 compagnonnage の力、そして親方 maître・職人 compagnon・徒弟 apprenti という熟練部門に存在する特殊なヒエラルキーといった要因を考慮に入れなければならない。

とくにバリーの伝統的な諸産業において、こうした要因は大きく作用する。そこでは職業的紐帯はきわめて強力であり、仲間が危機に陥った際の結束も固かった。たとえば木工産業にあっては、被疑者である労働者は、過去にそのもとで働いたことがある指物家具製造請負人 (le prépreneur de menuiserie) や親方衆、あるいはともに働いたことがある職人や徒弟の署名を多数集めることができた。

ガルニAのビエール・アレール P. Allaire はロワール・アンフェリウール県に農夫の子として生れた二二歳の指物師である。二〇歳の頃からブランシェット通り四番に住む職人クルティエ Courtelle の指導のもとにバリで働いていた。二人が組んで指物家具製造請負人の作業場に職を求めたのである。二人は四八年五月までは、同じくブランシェット通り四番に住む指物家具製造請負人ラカン Lacan のために働いていた。その後六月蜂起まではサントル・ボージョン通り五番のジレ Gilet の作業場に通っている。アレールは裁判により流刑に処せられたけれども、クルティエはもとより、ラカンとジレがアレールの品行方正を保証する。そのおかげで四八年十一月十八日には特赦されるのである。⁽²³⁾

一八四五年五月、一八歳で生れ故郷のサン・ジャン・ド・ボワゾー市を出たこの青年は、三年でバリの指物家具産業の中に溶けこんでいる。伝統的に存在する職業上の連帯なくしては考えられないことである。先にあげたラカンは、単なる指物師ではない。四六年と四七年には、地租・営業税等の直接税三五フランを納めている選挙人であり、カンズ・ヴァン街区の名士である。⁽²⁴⁾ 彼は対外

的にはひとつの職場小宇宙の代表者であり、職場内では多数の同業の職人・徒弟を束ねる存在であった。

この例において、クルティエやラカンの住居はアレールのガルニAと一キロも離れていない。当時の産業（とくに伝統産業）は職任が近接している場合が多かったのだ、この場合のように近隣関係と職業上の関係が同時に検出されることがしばしばある。その場合本質を成していたのはやはり同職者としての強い絆であったと考えられる。

それでは、四〇年代の鉄道ブームの下で新産業として発展した金属機械工業の場合はどうであろうか。機械及び鑄造産業では、請負人は介在せず企業家そのものが地域の名士である。ガルニAの労働者アインホルツ Einholz、ルシエヴレル Lechevreil、ロベール Robert、ランドラン Landrin、ガルニBの労働者ジャン・ドロン Jandron に証明書を与えているのは、バルマンティエ通り三番に蒸気機関・工作機械等を製造する大工場を、アマンディエ通り三四番に大型部品の鑄造工場を所有し、四〇年代には毎年約一五〇〇フランを納税していたオーギュスト・ピエ A. Pinet、機械部品の鑄造及び建設用漆

喰等の挽碎機の製造工場をサン・タンブプロワーズ通り一〇番に所有し、四三〇フランを納税していたウージェーヌ・ベシユ E. Bechu (実際にはベシユの職工長コリニヨン Collignon の妻が法廷でアインホルツに関して好意的な証言をしている)、蒸気機関部品の鑄造工場をシュマン・ヴェール通り三七番に所有し、四九〇フラン納税していたジヨセフ・マルク J. Marc、そしてセーヌ川左岸のロピタル大通り五番に機関車修理工場を有していたオルレアン鉄道の社長と工場長である。

企業家と労働者は、ともに不況に苦しんでいたとはいへ、一方が家賃を滞納するガルニの住人であるのになんて、他方は土地と工場を所有し七月王政下で選挙権を行使していた名士である。社会的身分のうえでは大きな違いが存在することは明瞭である。それにもかかわらず、企業家は労働者個人にきわめて好意的な証明書を付与している。そうした史料からみる限り、両者の間にはかなりパーソナルで良好な関係が保たれていたと結論される。労使間の懸隔や社会的対立は大きなものではなかったと考えられるのである。⁽²⁵⁾

最後に我々の七五名のサンプル中、約二割という無視

しえない比率を占める非熟練層(便宜上、行人二人をここに含めて考える)をみておきたい。流刑率を指標として考えれば、彼ら非熟練層は政治化の程度が低かったと言える。流刑に処せられたのは、熟練職において三人に一人、非熟練職において七人に一人の割合だからである。少なくとも調書その他から判断する限り、ガルニの非熟練層は「民主的社会的共和国 République démocratique et sociale」という言葉の意味自体をまったく理解していない。熟練層の中には、六月蜂起がこの「共和国」を守るための戦いであり、それが自分たちの生活を保証してくれるものであるらしいと考えている者が多少はいるが、非熟練層にはまるでその自覚がない。流刑となった二人の調書を見てさえ、彼らが政治的に全く無知であったらしいことが窺われる(彼らが訊問の場で無知を装ったということも可能性としては考えられるが、他の史料からみる限り、どうもそうではないようである)。このように、熟練層と非熟練層との間にはある程度の政治意識の差異が存在する。

従って、雇主との関係も、さほど険悪であった様子は認められない。むしろ反対の事例が目につく。件数は少

ないのだが、たとえばブーシュラ通り二二番の運送業者
フェレーズ Fereuz、ヴァルミー河岸通り五九番の木炭
商人デュビニイ Dupuis、パフロワ通り四一番の製糸・
紡績工場主ベストジャン Bestgen が、労働者に好意的
な証明書を与えている。⁽²⁶⁾

要するに、個人文書でみる限り、一般に危険視されて
いたガルニの住人と、彼らの雇主との間の関係は、意外
なほど良好なものであった。こうした雇主との緊密な関
係を基軸に、ガルニに住む職人・労働者は（職種によっ
て程度の差はあるが）職場ないし同職者内に人間関係の
輪を広げ、それを生存の基盤としていたのである。

この点をより明確にするには、他の種類の人間関係
（近隣関係・出身地との関係）が、彼らにとつてどの程
度重要であったかを検討しなければならない。そのため
にはまず、ガルニの住人並びにポバンクール街区に住む
人々の人口学的特徴をみておく必要がある。

四 ガルニの住人と地方との関係

バリの西部・北部・南部の人口と比較すると、旧八区
の人口には、年齢・性別構成において次のような特性が

認められる。すなわち、壮年に比べ青年人口（二〇〜三
〇歳）の占める比率が比較的低いこと（約二〇%）、男
子人口が女子人口を大きく上回っていること（一對〇・
八五）である。これらの特質は、やや高い年齢層を成す
職人・労働者が区の主要な住民であったことによる。⁽²⁷⁾

人口変動についてみると、既述の如く、十九世紀前半
における旧八区、なかならずポバンクール街区の人口増
加のペースはバリの他区をはるかに上回っており、出生
数・婚姻数・死亡数が（コレラ発生の年を除いて）漸次
緩やかに増大するのにたいして、人口増加は爆発的であ
った。増加の要因としては、人口過密なバリ中心部（下
層民の街区の取壊しが進みつつあった）から郊外的な性
格を残すフォーブールへの流れも無視することはできな
いが、数からいうと地方から流入する者の方が圧倒的に
多かった。⁽²⁸⁾

他方、この街区内の上記三軒のガルニに起居する人々
（被疑者によって代表させる）の年齢構成をみると、二
〇〜三〇歳の者が四九・三%を占めていた。戸籍の上で
も独身者が多かった。つまりガルニの住人は、旧八区の
平均的な職人・労働者像とは若干ずれる存在だったので

ある。

このことは、彼らの多くが地方から流入して比較的間もない人々であったという事実と関連している。以下この点を詳しくみてみよう。

上記三軒のガルニの住人中被疑者となった人々の出生地は以下のように分布している。バリ及びセーナ県一〇、ロレーヌ地方七、シャンパーニュ・アルデンヌ地方六、ロレーヌ・アルプ地方五、リヨン・サンテチエンヌ地方五、ノール地方四、ピカルデー地方四、リムザン地方四、ブルゴーニュ地方三、オヴェルニュ地方三、他地方一一、外国人一二(ベルギー七、オランダ二、ドイツ諸邦四、ビエモンテー)不明一。

これからわかるようにバリないしセーナ県生れの者は全体の二三・五%にすぎない。当時バリ生れの者がバリの市の全人口の約三分の一を占めていたことを考えあわせるとならば、地方及び外国出身者の優位性は明瞭である。こうしたバリ出身者の比率の低さは、この時期の東部民衆地区の特殊性を反映している。地方出身者のうちでは、いわゆる北東部(サン・マロとジュネーヴとを結ぶ線の北側に位置する諸地方)、及びリヨン・サンテチエンヌ

地方、オヴェルニュ地方及びリムザン地方出身の者が比較的多数を占めていた。この分布は十九世紀前半のバリ市全体の住民を対象としたシユヴァリエの分析結果とはほぼ一致する⁽²⁹⁾。

ガルニの住人中にこのように多数を占める地方出身者が一般に、出身地方の人間関係を強固に保持していたか否かは、軍事裁判個人文書を検討することによってある程度明らかとなる。

分析対象はバリ及びセーナ県出身者、外国人、出身不明者を除く五〇名となるはずであるが、そのうち三名の文書は欠けているので実際のサンプルは四七名である。

これらのうち、出身地方の人間関係が被疑者の釈放を求めるために介入するのは二三例(四八・九%)にのぼる。被疑者の品行を保証するために証明書に署名するのは、出生地の市長、市会議員等の名士、聖職者、出生地あるいはその近在の元雇主、出身県選出の国民議會議員、地方在住の血縁関係者やバリ在住の同郷の友人等である。

一例をあげよう。アルジェリアに流刑となった、ガルニアに住むノール県出身の染物職人ランベール Lambert は、出身地フレール市の市長と、同市に染物工場をも

つ元雇主デカ G. Descat 及びクルーテ Crouzet に品行を保証する証明書を書いてもらう。さらに、ダンケルケ郡プティット・ジャント市に住む主任司祭ドラクテール Delaeter のとりはからいによって、ノール県選出の国民議會議員デカ T. Descat に陸軍大臣宛の請願書を出してもらっている。逮捕後のこうした一連の請願行為は、おそらくランベールの血縁関係者の行動を媒介としている。独自のランベールは、この史料でみる限りバリに親密な（少なくともこうした際に頼りになる）人間関係をもたなかった。地元関係者以外で署名を行ったのはサン・タンブロワーズ通り三番の二に羊毛の染色・漂白工場を經營する雇主シャリュモー Chalumeau ただ一人であった。⁽³⁰⁾

こうした事例はガルニの住人が、バリに住みついた後も出身地との関係をかなりの程度保持していたことの証左となる。

彼らの大部分が年齢の若い移住の第一世代だったのであるから、出身地方との絆が切れていなかったのはある意味で当然であろう。そこで次に検討しなければならぬのは、このような地方との関係と、実際に生活を営む

地域社会でとり結ぶ近隣関係とが、個々の住人の中でそれぞれいかなる比重を占めていたのか、言いかえれば、ひとつの体系として当時形成されつつあったバリ社会にどの程度統合されていたのかという問題である。

五 ガルニの住人と近隣関係

個人文書でみる限り、バリ及びセーヌ県出身の一〇名を除けば、ガルニの住人はおよそ近隣関係をとり結ばないかのようである。軍事裁判の場で、隣人の証言は、被疑者の蜂起不参加を証拠立てる有力な手段となるので、ガルニ以外の一般の住居に住む被疑者は、近所の名士や普段交渉のある商店主などを多数証言に引っぱり出している。ところがガルニの住人に関しては、雇主あるいは親類が近所に住んでいる場合を除き、近隣の住人が被疑者のために介入することはほとんどない。個人文書から検出されるのは、軽い食事ができる居酒屋 (marchand de vin, traiteur, restaurant) の主人と常連客としてのガルニの住人との関係だけである。居酒屋といっても営業税を支払っているかどうかも定かではない小さなもので、商工人名録には記載されていないものが多い。た

たとえば、シュマン・ヴェール通り一四番のトマ Thomas、同じ通りの二九番のランソン Renson、ポバンクル通り五番のヴェルニエ Vernier、同じ通りの三四番で古物商を兼業しているヴォール Vours である。ポバンクル通り五一番のマルタン Martin、だけが商工人名録に記載されている。彼は王政下の四二年と四四年の二年間だけは、二〇〇フランの營業税を納めることによって選舉人になっているが、賃借人にすぎず、四五年以降は選舉人名簿から削除されている。また、五一番といえはガルニアと同番号でマルタンの店は通りと小路の角にあったのだから、その住人との付き合いは容易に生じる⁽³¹⁾。

既述のように、ガルニには台所はない。住人はこうした居酒屋で安い食事をとるか、パンを買うしかなかった。従って、彼らは居酒屋の主人と必然的に交渉をもつことになったのである。同じ食品業者でもたとえば、高価なソーセージを販売する惣菜屋 (charcutier) へは、彼らはほとんど足を向けなかった。パリ生れのガルニの住人に関しても惣菜屋が証明書に署名している例は一件もみあたらない⁽³²⁾。惣菜屋の顧客となったのはガルニの住人ではなく、自分で家具を所有してアパートに住んでいた地域

の住民達であった。

二月革命や六月蜂起に際しては、そのような惣菜屋やワインをたくさん貯蔵していた酒屋は、大量の食料品を略取された。(国民軍兵士の一部が、その地域で部署についた部隊の食料にすると称して、勝手に国民軍名義の引換券を乱発し、店主を脅してワインや肉の加工品を奪ったのである。) 六月蜂起が挫折した後、惣菜店主が略奪者として告発したのは、一般のイメージとは反対に、もっぱらアパートの住人の方で、ガルニの住人は含まれていなかった。アパートの住人の方がより多く顔を知られていたという事情もあるのかもしれないが、そもそもガルニの住人は国民軍にはほとんど登録していなかった⁽³³⁾。のであるから、略取に参加したとは考えにくいのである。要するにガルニの住人は、その居住地ときわめて縁の薄い存在であった。普段居住地近辺の店でほとんど物を買わないばかりでなく、騒乱時の商店荒らしにすら容易に加わらないほど、彼らと地域社会とのつながりは浅かったのである。彼らの近隣関係はもっぱら小さな居酒屋の亭主等少数に限られていた。

さらに、ガルニの住人は相互に関係を結ぶことも少な

かったようである。集団を形成することはあまりなく、孤立が顕著な属性であった。一般のアパートに関しては、被疑者の無実を同じアパートの住人が証言する例が（証言者自身が被疑者である場合も含めて）多数あるが、ガルニの住人においてはそうした例がほとんどない。我々のサンプル中、住人同士が署名人となる事例は一件だけあるが、その署名人は被疑者の隣人であると同時に職場の同僚でもある。従って、この場合作用していたのは隣人意識というよりはむしろ同職なうえに同じ職場に働く者としての連帯意識であつたらう。

それでは、何故ガルニの住人が近隣関係をほとんど結ばずに孤立していたのかという問題を考えてみよう。住宅が表通りから切り離された奥にあつたことも一つの要因である。こうした立地条件の帰結として、彼らが地域の住人と顔を合わせる機会は少なくなる。より大きな要因としてあげられるのは、彼らの移動性である。彼らは一定のガルニに長居はしない。ガルニCには一八四三年から四八年までに、家賃を全額支払えずに去つていった四四名の住人の名簿が残されている。³⁴ それをもとにして計算すると、滞在期間の平均は約六ヶ月にすぎない。最

長で四年十一ヶ月である。

従つて、ガルニの住人は地域社会に溶けこむことが少なかった。パリの主要な産業の基幹的な担い手である彼らは、出身地方との絆をひきずりながら、もっぱら職場内で緊密な人間関係をとり結びつつも、単に寝に帰るだけの居住地では、地域住民とはむろん、同じガルニの住人とすら多くは交流せず、個人としてほとんど孤立していたのである。かくも短期の居住によつては、通常のアパートの住人が有していたような、積極的な意味をもつ近隣関係は、彼らの周辺に成立し得なかつた。居住地近辺にはほとんど利害関係を有さぬガルニの住人は、地域社会では個人として知られることのないアノニムな存在であり、その地域に定着している人々にとつては、実際のところ人畜無害な隣人でしかなかつたはずである。

ところが、日払いのガルニへの悪印象から、他のガルニをもうさんくさいものとして警戒の目でみていた地域の名士及び一般市民は、そこに住む住人も細民達と同じ仲間としてとらえ（個人的な交渉がないだけに）彼らにたいし強い偏見を懐くに至つた。さらにガルニの住人は、国立作業場をめざして地方から続々と流入する失業

者⁽³⁵⁾の群と重ね合わされて、六月上旬の時点では首都市民の敵視的となった。その結果ガルニの住人について、実態⁽³⁶⁾と世論との間にはなほだしい乖離が生じてしまったのである。

この乖離が、蜂起直後の社会的混乱時に見当違いの権力発動をもたらすことになった。これまでみてきたガルニの住人の中には、蜂起の進行中ないし直後に逮捕された者もいるが、その大部分は七月に入ってから、一斉に逮捕されたのである。そのうち最終的に有罪となったのは二四名で、しかもその罪状は、はなはだ曖昧なものが多⁽³⁷⁾い。軍事裁判個人文書の記録から蜂起参加が明白に証拠立てられる者は、きわめてわずかである。つまり、これまであげてきた例からも明らかのように、ことガルニの住人に関しては、逮捕され被疑者となった者のかなりの部分が、六月蜂起に何ら積極的には関与しなかった人々なのである。

おわりに

以上、一八四八年当時、ポバンクール街区の三軒のガルニに住んでいた人々の生活実態、とくに彼らがとり結

んでいた人間関係を、軍事裁判個人文書を主たる手がかりとしつつ検討してきた。得られた結論をくり返せば以下のとおりである。

当時バリ(とくに東部民衆地区)には多数のガルニが存在したが、その居住条件や利用のされ方、さらに住人そのものまでもきわめて多様であった。一部のガルニ(とくに日払いのそれ)は、職業の定かでない細民達のうちごく完全なスラムと化し、治安上も問題となる存在であった。一般市民はこうした一部のガルニのイメージを他のガルニに拡張し、ガルニの住人一般を「危険な階級」の一部とみなす傾向があった。このような見方は今日の研究者にもある程度受け継がれている。しかし、当時多数を占めた月払いのガルニのうちの三軒について、本稿で実証的検討を行った結果浮かびあがってくるガルニの住人のイメージは、そうした伝統的なガルニ像とはいささか異なるものである。

我々の七五人のサンプルから描き出される平均的なガルニの住人は、地方から出てきてあまり年を経ている二〇〜三〇歳の独身の青年である。彼らは結構まともな職に就き、雇主と比較的良好な関係を保っている。職種

によっては、仲間の輪が職場を越えて広がっていく。出身地と強い絆を保ち、パリ市内の同郷者とも比較的頻繁に交流する。これにたいし、自分の居住地近辺の人々とは、普段食事をとる小さな居酒屋の亭主などを除き、ほとんど交渉がない。同じガルニの住人とさえあまり付き合いがない。これはガルニの属する建物をもつ物理的条件（近隣との隔離等）のためでもあるが、彼らが同じ場所にあまり長くは居住しないという事情にも強く規定されている。⁽³⁹⁾このように地域社会から孤立していったため、彼らは一般市民から猜疑の目でみられることとなった。六月蜂起挫折後のガルニ住人の大量逮捕は、こうした背景から生じたのである。⁽³⁹⁾

パリ社会への統合度の観点からみれば、ガルニの住人は経済的にはかなり統合されていたものの、社会的には非統合の状態にあった。一言でいえば、一八四八年の時点で、彼らはパリに統合される途上であったのである。職場での労働を通じて彼らは、パリの諸産業を組織する企業家層と密接な人間関係をとり結ぶに至っていた。しかし、居住地の一般市民にとって彼らは依然として異質な存在であった。そうした中で彼らが頼りとし得たのは

故郷の絆であった。この点において、彼らのパリへの統合は未だ不十分だったのである。彼らは、パリの産業を支える存在であったが、この非統合性の故に、いわば政治的犠牲者にまつりあげられたのである。

軍事裁判文書という微妙な性格の史料を主材料とした分析から、このような結論を導くことはあるいは冒険であるかもしれない。軍事裁判の場においては、裁く側は警察力を駆使して証拠固めに奔走するが、被疑者の方も自己の無実を証明するためにありとあらゆる手段に訴える。そうした双方の主張の是非を判断し、個々の被疑者が実際に蜂起に参加したか否かを全員について明確に判定することは、まず出来ない相談だからである。しかし、筆者のみるところ、蜂起に積極的に加わった者と、その後逮捕され、ないし被疑者となった者との間に相当なずれがあることは間違いない。⁽⁴⁰⁾被疑者を構成する諸社会層のうちガルニの住人以外の者について、本稿と同様の手法で研究を進めることにより、こうした点はある程度明確となるであろう。

(1) GOSSEZ (R.), *Les ouvriers de Paris, livre premier, l'organisation 1848—1850*, Paris, 1967; Do., "Diversité

des antagonismes sociaux vers le milieu du XIX^e siècle”, *Revue économique*, t. 7, n^o 3, mai 1956; CASPARD (P.), “Aspects de la lutte des classes en 1848”, *Revue historique*, 98^e année, t. CCLII, 1974; TILLY (Ch.) et LEES (L.), “Le peuple de juin 1848”, *Annales E. S. C.*, 29^e année, sept.—oct. 1974; JACQUENET (G.), *Belleville au XIX^e siècle, du faubourg à la ville*, Paris, 1984, pp. 145—159; 喜安朗「民衆蜂起の打倒対象——一八四八年パリにおける六月蜂起——」『思想』第六二九号、一九七六年十一月。

(2) 本来ガルニとは、家具(少なくともソファ)が設備された安宿のことである。実際には、家具がなく就寝用に纏しか敷いていながらやうなものも含む。なお、二十世紀のガルニ及びその住人については下記を参照。村上真弓「都市の中の労働者——二〇世紀前半、パリ市北郊外——」『西洋史学』第一四〇号、一九八六年、九—一〇頁。磯部啓三「J・ヴァルデ、タールのみたパリとその郊外における労働者の生活環境」『成蹊大学経済学部論集』第一六巻第二号、一九八六年、二四—二七頁。

(3) *Statistique de l'industrie à Paris, résultant de l'enquête faite par la Chambre de commerce pour les années 1847—1848*, Paris, 1851, p. 947 sqq. この史料にのっとって下記を参照。赤司道和「二月革命期のパリの労働者の社会的構成」『史苑』第三五巻第二号、一九七五年。河野健二

編『資料ノランヌ初期社会主義——二月革命とその思想——』平凡社、一九七九年、一一—二五頁。

(4) 当時のノランヌの「土地台帳」に当分の数を挙げれば、建物の一階平面図が記載された地籍図(Plans de maisons, A. N., F^o 3 a 72)やそれに基つて作成された不動産登記簿(Sommier foncier, A. D. Seine, Série D. Q¹⁹)及び賃借人の課税のため、土地や建物の所有・賃借関係の変化を記す目的で作成された「カンテン」と略称される小冊子(Calepins de révision du Cadastre, A. D. Seine, Série D. 1 P⁴)の三者が含まれるが、本稿では前者の使用形態の第三のものを詳しうに PRONTEAU (J.), *Les numérotages des maisons de Paris du XV^e siècle à nos jours*, Paris, 1966, pp. 217—218, 222—225 を参照。

(5) 六月蜂起被疑者の氏名等の検索には、国立文書館所蔵の被疑者リスト(Liste générale par ordre alphabétique des inculpés de juin 1848, A. N., F^o 2585)を使用しなければならぬ。各被疑者の軍事裁判個人文書そのものは、ヴァンヤヌの陸軍文書館 Service Historique de l'Armée de Terre に未整理の状態で保存されている(Série J, Dossiers individuels de la justice militaire en 1848, non cotés)。文書の内容は雑多であるが、一般に「被逮捕者抜取(Extrait du procès—verbal d'arrestation)」「証言書(Interrogatoire)」「雇主・代表借家人等の証言(Déposition)や証明書(Certificat)」「被疑者の釈放を求めらる請願書(Lettre,

- pétition) 等がそのうちに在る。本稿においてはほとんど証言、証明書及び請願書に盛られた情報が重要な意味をもつ。被疑者をとりに多く人間関係を知る材料となしうるからである。詳しくは KRIEGEL (A.), GOSSEZ (R.) et ROUGERIE (J.), "Sources et méthodes pour une histoire sociale de la classe ouvrière", *Le mouvement social*, n° 40, juli-sept. 1962; 喜安朗「ウマンゼンヌ城史料館」『史碑』第十六号、一九七五年十一月を参照。
- (6) *Recherches statistiques sur la Ville de Paris et le département de la Seine*, t. VI, Paris, 1860.
- (7) 細民に関しては喜安朗『バリの聖月曜日——一九世紀都市騒乱の舞台裏——』平凡社、一九八二年、第五章を参照。
- (8) 宿屋の経営者 (logeur, maître de l'hôtel, aubergiste) は土地家屋の所有者 (propriétaire) ではなく、法令上賃貸契約の責任を負う代表借家人 (principal locataire) である。
- (9) GAILLARD (J.), *Paris, la ville (1852—1870)*, Lille/Paris, 1967, pp. 207—208; DAUMARD (A.), *Maisons de Paris et propriétaires parisiens au XIX^e siècle, 1809—1880*, Paris, 1965, p. 116 sqq.
- (10) *Statistique de l'industrie*……(*op. cit.*), p. 949.
- (11) 対象をとくに上記三軒に限ったのは、その住人について、軍事裁判個人文書から得られる情報が比較的豊富であるという理由による。後述するように、このように史料が豊富であることは、この住人達がとくに政治的に過激であったことを意味しない。この三軒の事例は、この地区のガルニ全体の状態を十分代表しているとみなしうるのである。
- (12) S. H. A. T., Serie J, n° 10669/10236 (dossier de Jean Cyprien ROULLIERE).
- (13) 賃貸価値は、収益税の中の地租、動産税(对人的動産税の動産の部分)ならびに営業税の課税基準である。ガルニに関して問題となるのは動産税であり、これは実質的には家屋税であるから、賃貸価値は仮想的年間家賃といえる。税を支払うのは実際にアパートに居住する者である。したがって、本来ならガルニの間借人でなければならぬが、現実のうえでは、代表借家人である宿の経営者である。
- (14) GAILLARD, *op. cit.*, p. 249.
- (15) *Annuaire général du commerce, de la magistrature et de l'administration, ou Almanach des 500000 adresses*…… *publié par Fumin-Didot frères*, Paris, t. 11, 1848. 1) 6月27日付の詳しき PRONTEAU, *op. cit.*, pp. 189—190 を参照。
- (16) *Annuaire général*……(*op. cit.*), t. 10, 1847 et t. 11, 1848.
- (17) A. D. Seine, D. Q⁸ 115; B. H. V. P., Res. A. 1513 feuille n° 29 (Vasseroz, Plan détaillé de la Ville de

Paris, quartier Popincourt, s. d. [c. 1840].

(18) GAILLARD, *op. cit.*, pp. 249—250.

(19) 表1の産業分類は、大体において商工会議所の基準にしたがっている。「その他」の欄にまとめられた職種の中には、『調査』では小間物製造業に分類されている。『調査』第二部の記述ならびに軍事裁判個人文書の記載事項を丹念に読むことにより、表中の「非熟練」以外の職種はかなりの熟練を要するものであったことがわかる。

(20) これらは裁判という特殊な用途のための文書であるので、利用には注意を要する。署名に關しては、そのほとんどにおいて、署名者の居住する街区の警察署長が、自署である旨証明してゐるので、偽署である可能性は少ない。文書の内容に信頼性があるか否かは、文書の文言に注意して他の文書の記述等を勘案することによつて、かなり明確に判定できる。

(21) S. H. A. T., Série J, n° 10637/9123 (dossier d'Auguste PEIRARD).

(22) 一般に、製造請負人は商人から仕事を受注し、それに応じて製造を組織するのである。つまり販売に従事することはなく、親方に近く存在であった。

(23) S. H. A. T., Série J, n° 10637/6539/6552 (dossier de Pierre ALLAIRE).

(24) A. D. Seine, V. D⁴ 4163, Liste général des électeurs et des jurés en 1846; D. 2 M² 6, Liste général des élec-

teurs et des jurés en 1847. 東部地区では選挙人は人口に比べてきわめて少数であり、選挙人であることは拔群の名士であることを意味する。(四六年における選挙人の男子人口にたいする比率はマレ街区三・六〇%、フョーブーネ・サン・タントワヌ街区一・七九%、カンヌ・ヴァン街区一・六一%、ボンヌマル街区一・四七%)。

(25) S. H. A. T., Série J, n° 1314 (dossier d'Adolphe EINHOLZ), n° 10637/7100 (dossier de Jean Pierre LE-CHEVREL), n° 5037 (dossier de Nicolas ROBERT), n° 10637/9078 (dossier d'Edouard LANDRIN), n° 10669/10668 (dossier de Charles JANDRON); 納税額6フラン⁴選挙人各数 (A. D. Seine, V. D⁴ 4113 à 4165, D. 2M² 6) によつた。

(26) S. H. A. T., Série J, n° 10637/7407 (dossier de Claude JASSERME), n° 10637 (dossier d'Etienne PLAN-CHE), n° 10669/10235 (dossier de Nicolas ALBIN).

(27) CHEVALIER (L.), *Classes laborieuses et classes dangereuses à Paris, pendant la première moitié du XIX^e siècle*, Paris, 1978 (éd. orig. 1958), livre II, 2^e partie, chapitre II.

(28) Do, *La formation de la population parisienne au XIX^e siècle*, Paris, 1949, pp. 47—50; GAILLARD, *op. cit.*, p. 207 et p. 212.

(29) CHEVALIER, *op. cit.*, pp. 164—167.

(32) S. H. A. T., Série J, n° 3780 (dossier de Marcel LAMBERT).

(33) S. H. A. T., Série J, n° 10637/9180 (dossier d'Alexandre Jean COUPARD), n° 10637/7561 (dossier de Jean Baptiste GARDEUX), n° 10637/7407 (dossier de Claude JASSERME), n° 10669/9457 (dossier de Jacques LAFOND), n° 10199/9528 (dossier de Jean PILLAVULT dit Lourangeau); A. D. Seine, V. D^e 4113 et 4139.

(34) 被禁禁に關する法令上では、厨酒屋 (marchand de vins de détail, dominant à boire chez lui, et ne tenant pas billard) は六等級であるが、惣菜屋は四等級である。課税はもろみん四等級のほうが高い。

(35) たとえば、ホバンクール通り七二番のマンニエに住む三名は、同番地の惣菜店主デマヌマン (L.-X. Duval) に母弟をわけてゐる。S. H. A. T., Série J, n° 11345 (dossier de Pierre Bonaventure FERMANEL), n° 11153/10175 (dossier de François TISON), n° 11153/10177 (dossier de Michel VINCENT).

(36) A. N., Série F⁹ 1216, dossier de KIRCHNER.

(37) 四八年六月四日の「モニトール」に発表された執行委員会の決議によると、バリの国立作業場はこの時すでにハンク寸前の状態にあった。そこで執行権力は地方の市長にあてて、バリにおける生活手段が保証されていない流出民にたいして通行証を發行しなう要請する。これは統

々どバリにやってくる失業者の群が、バリの減少したかったことを示す。Comité national du centenaire de 1848, *Procès-verbaux du gouvernement provisoire et de la commission du pouvoir exécutif* (24 février-22 juin 1848), Paris, 1950, pp. 335—336 を参照。

(38) ここに『調査』の言葉を引いたが、他にも「ガルニに起居する人々にたいし一般市民が強い偏見を有していたことを示す多くの史料がある。軍事裁判文書中から二三あけると、たとえばラップ通り四五番の雇主カイラル Cailar は「ガルニに住む三名の被疑者についての証言の中で、このガルニはもともと「評判が悪かった mal famé」と言い、そこで叛徒の巢窟であったかの如く述べているが、その住人が蜂起に赴くところを実際に見たのかとの問いにたいし、「自分は怖かったので騒乱の間じゅう家に閉じこもっていて何も見ていながら」と述べ、「ただ連中が私のところへ銃を借りに来た」と証言する。ところが証言の箇所によると、カイラルはこのガルニの住人を誰一人個人的には知らないのである。また、サント・マリー小路九七一番に飲食店を経営するケノン Quignon は「証言のはじめに「あのガルニの連中はほとんど全員騒乱に参加した」と断言するが、段々後退し、最後には、「自分はずつと店にいたので、銃を持った人間がガルニを出入するのは見たが、出ていった連中がバリケードに行つたかどうかは知らない」となる。S. H. A. T., Série J, n° 8723/

9219 (dossier de César DESOUBRY).

(37) 平均年齢を計算すると三〇歳前後になるが、これは住人のうちに極端な高齢者がいるためである。

(38) この滞在の短期性という結論には若干の留保が必要である。平均滞在期間は計算の結果六ヶ月となったが、依拠した史料は家賃滞納者についてのもので、家賃を皆済して立去った者に関するデータは含んでいない。また六ヶ月というのは一八四三〜四八年の平均であり、居住者の滞在期間が極端に短かかった四七〜四八年という時期を含んでいる。四三〜四六年について計算すれば、平均滞在期間は優に一年を越える。

(39) 蜂起に積極的に加わったのは、実は主として四〇年後半の不況により打撃を被った小営業者達であり、細民の一部がこれに続いたが、彼らは蜂起挫折後逸早く逃亡し、たとえばフォールブル・サン・タントワールヌ街区サント・マルグリット通りに密集する日払いのガルニなどはほとんど蛻の殻となっていた。そこで、騒乱の際周辺の位置にとどまっていたガルニの住人達が、逮捕の犠牲となったのである。こうした点の詳しい検討は今後に期したい。

(40) この点は喜安朗氏によって既に指摘されている。喜安朗「ヴァンセンヌ城史料館」(前掲)一四七頁参照。

(一橋大学大学院博士課程)